

「幼保連携型認定こども園 設置認可審査結果一覧（資料 1）」補足説明資料**1 主な認可基準の適合状況等**

幼保連携型認定こども園の開設を予定しているのは、延岡市内の 2 施設。

いずれも、既存の教育・保育施設からの移行であり、移行希望時期は令和 3 年 4 月 1 日。

- 1 認定こども園東幼稚園（現在の類型：幼稚園型認定こども園）
- 2 幼保連携型認定こども園くまた保育園（現在の類型：保育所）

県による書面審査及び現地審査により、以下のとおり確認している。

なお、認定こども園東幼稚園については、園舎一部を増築中であるため、面積等については設計図にて確認している。建物完成予定である 3 月中旬に、再度現地審査を行う予定である。

① 利用定員

- 1 号認定子ども：保育の必要性がない満 3 歳以上で就学前の子ども
- 2 号認定子ども：保育の必要性がある満 3 歳以上で就学前の子ども
- 3 号認定子ども：保育の必要性がある満 3 歳未満の子ども

② 設置者

- ・学校法人純心学園
幼稚園型認定こども園 1 施設（本件）を運営
- ・社会福祉法人鏡山会
保育所 1 施設（本件）を運営するほか、公設民営保育所 1 施設（長井保育所（延岡市北川町））を運営

<施設要件>

③ 園舎・保育室等・園庭

- 法令により、以下を満たすように規定されている。
 - ・ 園舎及び園庭を備えなければならない。
 - ・ 満 2 歳未満の保育を必要とする子どもを入園させる場合は、乳児室又はほふく室を備えなければならない。
 - ・ 上段 実際の施設の面積
下段 認可定員に応じて満たさなければならない面積基準
- いずれの施設も、上段記載の実面積が下段記載の基準面積を上回っており、基準を満たしている。

④ 食事の提供、調理室

- 法令により、以下を満たすよう規定されている。
 - ・ 保育を必要とする子ども（2号認定・3号認定）には、原則自園調理の方法により食事を提供しなければならない（一定の要件を満たせば、外部搬入による食事の提供も可能）。
- いずれの施設も調理室を備えており、1号認定子どもを含めた園児全員に自園調理による食事を提供する計画となっている。

⑤ 園長

いずれの施設も、現在の園長が引き続き園長として就任する予定であり、法令に規定する資格要件を満たしている。

⑥ 職員配置

- 法令により、以下を満たすよう規定されている。
 - ・ 学級ごとに担当する専任の保育教諭等を置かなければならない。
 - ※ 保育教諭：幼稚園教諭免許と保育士資格の併有者
 - ・ 年齢ごとに必要な教育及び保育に直接従事する職員数は、以下の員数以上とする。

| 園児の年齢 | 員数 |
|------------|--------------|
| 満1歳未満 | おおむね3人につき1人 |
| 満1歳以上満3歳未満 | おおむね6人につき1人 |
| 満3歳以上満4歳未満 | おおむね20人につき1人 |
| 満4歳以上 | おおむね30人につき1人 |

- ・ 上段 実際の施設の教育保育従事者数（非常勤職員の勤務時間を常勤換算しているため、小数点以下まで記載）

下段 年齢別職員配置基準により求められる教育保育従事者数

いずれの施設も、上段記載の職員数が下段記載の必要職員数を上回っており、基準を満たしている。

⑦ 開園時間等

法令により原則11時間開所が求められているが、いずれの施設も要件を満たしている。

⑧ 教育保育の内容

いずれの施設も、内閣府が定める「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に沿った計画となっている。

⑨ 子育て支援事業

幼保連携型認定こども園は、地域における子育て支援拠点の役割も求められる。

いずれの施設も、子育て相談などの子育て支援を積極的に行っており、移行後も引き続き実施する計画となっている。

⑩ 避難訓練等

防災訓練を月1回以上、防犯訓練を年1回以上実施することが求められており、いずれの施設も規定の回数以上の訓練を実施する計画となっている。

また、昭和56年6月1日に導入された耐震基準に基づいて建築されており、耐震性も問題ない。

2 施設所在自治体（延岡市）の意見

認定こども園は保護者の就労状況にかかわらず子どもを預けることができるため、市としても施設の要望どおり今回の幼保連携型認定こども園への移行を進めたところである。また、認定区分ごとの利用定員の設定については、市が保育の需給状況を踏まえた上で設定している。

3 県の意見

いずれの施設も幼保連携型認定こども園の認可基準を満たしており、地元自治体である延岡市の意向も踏まえ、認可が適当であると考えます。

なお、認定こども園東幼稚園については、3月中旬に再度行う現地審査において予定のとおり園舎が完成したことを確認した上で認可をするものとし、施設基準を満たさない等の問題があった場合は、後日御報告の上、改めて御意見を伺うものとする。